

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する三重県計画（素案）【概要】

はじめに 現状と課題

- 建設業における労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組の推進が必要
 - ・本県の建設業における労働災害の発生状況（休業4日以上死傷者数）は、平成28年は294人、平成29年は296人で、このうち死亡者数は平成28年は6人、平成29年は7人
 - ・一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、死亡者数は平成28年は9人、平成29年は10人
- 一人親方等は、建設工事の現場で他の関係請負人の労働者と同様の作業に従事しており、安全・健康の確保について、特段の対応が必要
- 建設工事従事者の長時間労働や高齢化が問題となっている中、建設業を魅力的な仕事とし、地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務

第1 基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

- ・不当に低い請負代金や短い工期は、労働災害や公衆災害の発生につながるおそれがある。
- ・労働災害防止対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担すべき費用である。
- ・週休二日や適切な施工日数等を確保したうえでの工期設定が必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

- ・設計段階では、施工条件をふまえ、安全及び健康の確保に配慮した施工方法等の検討が重要である。
- ・施工段階では、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講じることが重要である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

- ・元請負人及び下請負人の意識が低い場合は、建設工事従事者の不安全行動を誘発するおそれがある。
- ・近年、作業に潜む危険への感受性の低下を指摘する声がある。
- ・建設業者等及び建設工事従事者が安全・健康への意識を高める教育や安全文化の醸成が必要である。

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に向けた取組の前提として、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等が図られることが重要である。

第2 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費が、適切かつ明確に積算され、下請負人まで確実に支払われるよう、国の施策をふまえた対策を講じるとともに、立入検査等を通じて、法令遵守の徹底を図る。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

- ・週休二日の実現や労働時間の削減に向けて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」をふまえ、適正な工期設定等が行われるよう、環境を整備する。
- ・公共工事においては、施工時期の平準化をする等、計画的な発注を実施する。

2 責任体制の明確化

- ・元請負人及び下請負人が請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすよう、立入検査等を通じて、法令遵守の徹底を図る。
- ・中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

- ・労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう周知を図る。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等の業務中の災害を的確に把握し、災害防止対策の基礎資料として活用する。
- ・一人親方等の業務特性や作業実態をふまえた、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

- ・一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を図る。

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

- ・建設業者によるリスクアセスメント等の活動を支援する。
- ・建設業者の安全衛生管理を評価する取組や、安全性の点検等に関する自主的な取組を促進する。
- ・安全性の点検等の自主的な取組を一層活発にするため、元下間の連携等を促進する。

(2) 工法や資機材等の開発・普及の促進

- ・i-Construction や、生産性向上に配慮した安全な工法等の普及を推進する。
- ・建設工事従事者の高齢化をふまえ、熱中症対策など作業環境の改善を図る。

5 安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 安全衛生教育の促進

- ・安全衛生管理の能力向上教育等を促進し、建設工事従事者に対する教育への支援を行う。

(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

- ・建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報発信する。
- ・心身の健康確保のための自主的な取組を促進し、健康相談窓口の周知と活用促進を図る。

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険の加入の徹底

- ・法定福利費の適切な確保及び社会保険の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
- ・社会保険加入が適用除外の場合、誤った加入指導が行われないよう周知を図る。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

- ・適切な労務管理等ができるよう、官民一体となって建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

(3) 「働き方改革」の推進

- ・適正な工期設定、労働環境の特性をふまえた長時間労働の是正、休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

- ・墜落・転落災害の減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底の促進を図る。
- ・足場からの墜落・転落災害について、「より安全な措置」等の一層の普及の促進を図る。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

- ・墜落・転落災害の発生状況や関連施策の実績等をふまえ、災害防止対策の促進を図る。

3 県計画の推進体制

- ・施工時期の平準化や週休二日制等の労働環境の改善等が重要なため、県工事では三重県建設産業活性化プランに基づき計画的に推進し、市町工事では発注者協議会を通じて促進を図るが、民間工事や一人親方等への対応を含む県計画全体の推進については、三重県建設工事従事者安全健康確保推進会議を通じて、本県の実情に即した取組を推進する。

4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

- ・政府の基本計画の変更等があった場合には、見直し・検討を行い、必要があれば速やかに変更する。

※都道府県計画は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき政府の基本計画を勘案して策定することとなっているため、基本的には政府の基本計画に沿った計画となっています。